

大野市脱炭素ビジョン策定協議会設置要綱

令和4年1月11日

告示第1号

(設置)

第1条 2050年までにゼロカーボンシティが実現している大野市の望ましい姿を描き、その達成に向け、自然的、社会的、経済的な地域課題との同時解決が図られるような取組方針を明らかにするとともに、再生可能エネルギーの導入など脱炭素の取組を通じて、人、モノ、カネが地域で循環する地域循環型社会の実現を目指すことを目的に策定する大野市脱炭素ビジョン(以下「脱炭素ビジョン」という。)に関する協議を行うため、大野市脱炭素ビジョン策定協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 脱炭素ビジョンの策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、脱炭素の取組に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 産業部門の事業者又は団体の代表者
- (3) 民生部門の事業者又は団体の代表者
- (4) 運輸部門の事業者又は団体の代表者
- (5) エネルギー関連部門の事業者又は団体の代表者
- (6) 金融機関
- (7) 市民団体の代表者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から脱炭素ビジョン策定の日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(事務局)

第 7 条 協議会の庶務は、くらし環境部環境・水循環課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。